

令和8年度 水質検査計画



浄水管理センター

目 次

1. 水質検査計画の基本方針	1
2. 水道事業の概要	1
3. 水質状況と水質管理上の課題	2
4. 検査内容(水質検査項目、検査地点、検査頻度等)	2
5. 水質検査の方法	4
6. 水質検査計画および検査結果の公表	4
7. 検査結果の評価と水質検査計画の見直しについて	4
8. 水質検査の精度と信頼性保証	4
9. 関係機関との連携	4
10. 資料	6

水質検査計画の策定にあたって

水道における水質検査は、水道水が水質基準に適合し、良質かつ安全であることや、水質管理が適正に行われているかを確認するために、欠かすことができません。

大津市企業局では水道法施行規則第 15 条第 6 項の規定に基づき、水質検査計画を年度ごとに策定し、水源の特性や地域性を踏まえた水質検査を行います。

1. 水質検査計画の基本方針

(1) 検査地点

水道法の水質基準が適用される給水栓水(蛇口の水)だけでなく、水質管理を強化するため、原水(琵琶湖の水)および浄水(浄水処理した水)も検査対象とします(資料 表 1、図 1)。

(2) 検査項目および頻度

水道法で検査が義務づけられている水質基準項目(資料 表 2)および水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から定められた水質管理目標設定項目(資料 表 3)、ならびに水質を管理する上で必要な項目(資料 表 4)の検査および試験を定められた回数で行います。

なお、有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)については、令和 2 年度から水質管理目標設定項目として検査してきましたが、令和 8 年 4 月から水質基準項目となりましたので、令和 8 年度からは、これに従い検査を実施していきます。

(3) 検査体制

水質基準項目検査、水質管理目標設定項目検査をはじめ、迅速な対応が必要とされる緊急時の検査にも対処できるように、原則として大津市企業局での自己検査体制を取っています。

また、機器等の故障により測定が困難となった場合などについては、近隣水道事業体との協定等に基づき連携して対応し、検査に欠測が生じないよう努めます。

2. 水道事業の概要

大津市の水道事業は、昭和 5 年の給水開始以来、水需要の変化にともなって水道施設の拡充や統廃合を行っており、令和 8 年 3 月現在、5 か所の浄水施設を有しています。

表 1 大津市の給水状況(令和6年度実績)

給水区域	大津市内一円(藤尾地区の一部は京都市からの受水)
給水人口	342,105 人
施設能力	181,500 m ³ /日
1日最大配水量	114,958 m ³ /日
1日平均配水量	107,926 m ³ /日

表2 浄水施設の概要(令和8年3月現在)

施設名	所在地	水源	施設能力	処理方法	臭気対策
八屋戸浄水場	八屋戸 2320	琵琶湖 (北湖)	5,200 m ³ /日	薬品沈でん 急速ろ過	粉末活性炭
真野浄水場	真野四丁目 25-34	琵琶湖 (北湖)	45,000 m ³ /日	薬品沈でん 急速ろ過	粉末活性炭
柳か崎浄水場	柳か崎 6-1	琵琶湖 (南湖)	急速 37,500 m ³ /日 緩速 7,500 m ³ /日	薬品沈でん 急速ろ過 緩速ろ過	生物接触ろ過 粉末活性炭
膳所浄水場	本丸町 7-1	琵琶湖 (南湖)	48,800 m ³ /日	薬品沈でん 急速ろ過	生物接触ろ過 粉末活性炭
新瀬田浄水場	萱野浦 1-1	琵琶湖 (南湖)	37,500 m ³ /日	薬品沈でん 急速ろ過	粒状活性炭

3. 水質状況と水質管理上の課題

水源が湖沼(琵琶湖)であるため、原水の水質変動は比較的穏やかで、重金属類や有機化学物質の濃度は一年を通じて変動が小さく、低い濃度で安定している一方で、変動の大きな項目もあります。

例えば、夏季に水源(原水)のpH 値が高くなると浄水処理後の水(浄水)にアルミニウムが残留するリスクが高まる(浄水のアルミニウム濃度が高くなる恐れがある)ため、浄水処理時の pH 値を適切に管理する必要があります。また、プランクトンの影響による生ぐさ臭やかび臭を防ぐ対策、さらに浄水処理障害についての対応が求められることがあります。加えて、気温の高い時期には消毒副生成物の濃度にも注意が必要です。そのため、状況に合わせた適切な水質管理が重要となります。

4. 検査内容(水質検査項目、検査地点、検査頻度等)

(1) 水道法に基づく水質検査

① 毎日検査(資料 表1、図1)

毎日検査として、色及び濁り並びに消毒の残留効果(遊離残留塩素)の3項目に関する検査を、配水システムを考慮して選定した市内20地点の給水栓水で実施します。この検査は外部委託により実施しています。

② 水質基準項目検査(資料 表1、表2)

水道法で定められた対象である給水栓水に加え、原水および浄水についても浄水場系統ごとに検査を行います。

(A)年4回の検査項目(概ね3か月に1回)

資料 表2に示す通り、水質基準項目については年4回以上の検査が義務付けられています。この中には原水水質が安定しており、長期にわたり水質基準に対して十分に低い値の場合、年1回または3年に1回まで検査頻度を減らすことが、水道法施行規則第15条により認められている項目もありますが、大津市企業局ではより細やかな水質管理を目的に、検査頻度を減らさず実施します。

(B)月1回の検査項目

水質基準項目の中には、水道法施行規則第15条により1か月に1回以上の検査が義務付けられている項目(一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、臭気物質(原因藻類発生時のみ)、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH 値、味、臭気、色度、濁度)があります。これら項目については月1回検査を行います。

③ 水質管理目標設定項目検査(資料 表3)

各浄水場の原水および給水栓水について原則として年4回検査を行います。なお、消毒副生成物については給水栓水のみを対象とし、農薬類の検査頻度は年2回とします。

④ 臨時検査

水源等で次のような水質変化があり、水質基準に適合しないおそれがある場合は、水道法に基づく臨時の水質検査を行い、水道水の安全性確保に努めます。

- ・水源に異常があったとき
- ・水源付近、給水区域およびその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- ・浄水処理過程に異常があったとき
- ・配水管の大規模な工事およびその他水道施設の著しい汚染のおそれがあるとき
- ・その他、特に必要があると認められるとき

(2) その他の水質検査および試験(資料 表4)

お客様に安心して水道水をお使いいただくため、水道法に義務付けられている検査以外に、浄水処理過程や生物試験など水質管理を強化するための検査および試験を行います。

- ・各浄水場の原水および浄水処理過程、ならびに市域の複数の給水栓水について水質検査を行います。
- ・各浄水場の原水および沈でん水の生物(プランクトン)について試験を行います。
- ・水源である琵琶湖の水質を把握するため、下流域の水道事業者(淀川水質汚濁防止連絡協議会 琵琶湖・淀川生物障害等調査小委員会)と合同で調査します。
- ・水系感染症を引き起こす可能性のある原虫類クリプトスポリジウム等とその指標菌(大腸菌および嫌気性芽胞菌)について「水道におけるクリプトスポリジウム対策指針」に基づき検査を行います。
- ・水道施設の新設、増設等を行った場合の給水開始前の水質検査および配水管の布設工事、洗管等を行った場合に水質検査を行います。
- ・お客様から水道水の水質に関する問合せや水質検査の依頼、水道に係わる漏水等による検査依頼に応じて検査を行います。
- ・放射性物質のモニタリングを、北湖と南湖をそれぞれ代表する浄水場の原水および浄水について毎月行います。

5. 水質検査の方法

水道法に基づく水質検査(水質基準項目および水質管理目標設定項目)については、告示・通知による検査方法によって行います。また、その他の検査および試験は上水試験方法(公益社団法人日本水道協会)によって行います。

6. 水質検査計画および検査結果の公表

水質検査計画は、毎年、事業年度の開始前に策定し、ホームページで公表します。

水質基準項目、および放射性物質の検査結果については、ホームページで公表します。

また、年度終了後に検査結果等を掲載した水質試験年報を作成し、ホームページで公表します。

7. 検査結果の評価と水質検査計画の見直しについて

検査結果の評価は検査項目ごとに行い、基準値を超えるおそれがある場合は直ちに原因究明を行い、必要な対策を講じます。

また、必要があれば水質検査計画を見直します。

8. 水質検査の精度と信頼性保証

水質管理課は、平成 28 年に公益社団法人日本水道協会の定める水道 GLP*の認定を受け、水質検査の精度と信頼性が高い検査機関であることが第三者機関から認められています。令和 6 年には、更新審査を受け、認定の更新を行いました。

今後も、分析機器の整備を適切に行うとともに、水質検査に関する研修会等に積極的に参加し、検査技術の向上に努めます。また、厚生労働省や滋賀県が主催する外部精度管理の評価試験への参加に加え、内部精度管理を実施し、水質検査の精度と信頼性の維持向上に努めます。

*水道 GLP とは、水道水質検査優良試験所規範(Good Laboratory Practice)の略称で、公益社団法人日本水道協会により、水道水の水質検査を実施する検査機関が管理された体制の下で適正に検査を実施し、その検査結果の信頼性や精度管理が十分に確立されていることを認定する制度です。右はその認定マークです。



JWWA-GLP125

水道 GLP 認定

9. 関係機関との連携

(1) 関西水道水質協議会

関西圏の水道事業体等で構成されている協議会であり、水道水質技術の交流向上を目的に、情報交換などを積極的に行っています。

(2) 淀川水質汚濁防止連絡協議会

淀川水系を水源とする水道事業体と関係団体から構成されている協議会であり、淀川の水質改善を目的に活動しています。本市はその協議会の中に設置されている「琵琶湖・淀川生物障害等調査小委員会」に参加し、主に浄水処理障害を引き起こす生物(プランクトン)について、合同の調査や情報交換を行うなどの活動をしています。

(3) 京都市との連携

ともに琵琶湖を水源としている関係から、「水道水質の連絡、通報等に関する覚書」を締結し、情報の共有を図っています。

(4) 滋賀県企業庁との連携

ともに水道 GLP 認証を取得していることから、令和 3 年度に「災害時等における水道水質検査業務に関する協定」を締結しました。これにより、災害や機器の故障により水質検査の実施が困難となったときに相互に協力して水質検査を実施する体制を構築しました。また、平時より情報交換など緊密に連携を行ないます。

(5) 県下近隣市との連携

草津市と「水質管理の相互協力に関する協定」を、栗東市と「水質検査協力に関する実施協定」を締結し、水質検査の受託や情報交換を積極的に行なっています。

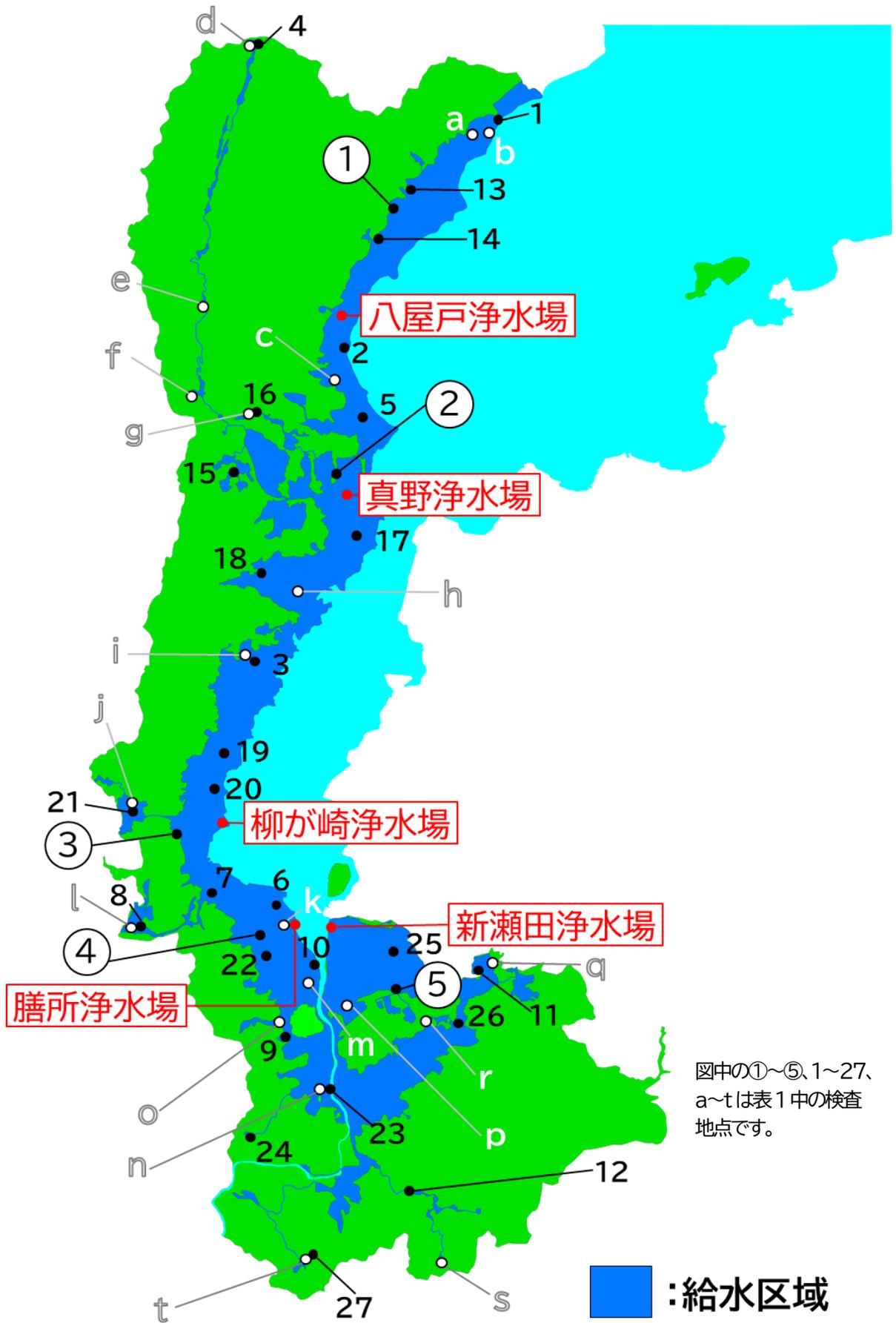
10. 資料

表1 水質検査地点

系統	水質基準項目検査		水質管理強化のための検査		毎日検査(委託)
	浄水場	原水 浄水	浄水場	沈でん水	
八屋戸浄水場	浄水場	原水 浄水	浄水場	沈でん水	a 北小松(高区系) b 北小松(低区系) c 和邇北浜
			配水池	① 比良低区配水池	
	給水栓水	1 北小松 2 八屋戸(蓬莱)	給水栓水	13 北比良 14 大物	
			浄水場	原水 浄水	
真野浄水場	浄水場	原水 浄水	配水池	② 真野低区配水池	
			給水栓水	3 日吉台 4 葛川細川 5 和邇高城	
柳が崎浄水場	浄水場	原水 浄水	浄水場	生物接触ろ過水 沈でん水急速ろ過水 緩速ろ過水	j 比叡平 k 丸の内
			配水池	③ 山上低区配水池	
	給水栓水	6 西の庄 7 春日町 8 横木	給水栓水	20 際川 21 比叡平	l 横木
			浄水場	原水 浄水	
膳所浄水場	浄水場	原水 浄水	配水池	④ 茶臼山低区配水池	
			給水栓水	9 大平 10 晴嵐	
新瀬田浄水場	浄水場	原水 浄水	浄水場	沈でん水 急速ろ過水 粒状活性炭ろ過水	p 野郷原 q 青山 r 芝原 s 大石富川(納所) t 大石小田原
			配水池	⑤ 一里山配水池	
	給水栓水	11 青山 12 大石富川(石倉)	給水栓水	25 一里山(月輪) 26 牧 27 大石小田原	

・表中の①～⑤、1～27、a～tは図1中に示す地点です。

・2、4、5、7、8、10、12は、基準項目検査の内、月1回の検査項目のみを検査する地点です。



図中の①～⑤、1～27、
 a～tは表1中の検査
 地点です。

図1 水質検査地点

表2 水質基準項目(検査頻度・地点)

番号	項目	単位	基準値	原水	浄水	栓水	測定方法	報告下限値
1	一般細菌	集落/mL	100以下	1/月	1/月	1/月	標準寒天培地法	0
2	大腸菌	—	不検出	1/月	1/月	1/月	特定酵素基質培地法	不検出
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	4/年	4/年	4/年	ICP/MS法	0.0003
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	4/年	4/年	4/年	還元気化-原子吸光度法	0.00005
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	4/年	4/年	4/年	ICP/MS法	0.001
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	4/年	4/年	4/年	ICP/MS法	0.001
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下	4/年	4/年	4/年	ICP/MS法	0.001
8	六価クロム化合物	mg/L	0.02以下	4/年	4/年	4/年	ICP/MS法	0.002
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04以下	4/年	4/年	4/年	イオクロム法	0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	4/年	4/年	4/年	イオクロム法-メチル吸光度法	0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	4/年	4/年	4/年	イオクロム法	0.2
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	4/年	4/年	4/年	イオクロム法	0.08
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	4/年	4/年	4/年	ICP/MS法	0.01
14	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	4/年	4/年	4/年	PT-GC/MS法	0.0002
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	4/年	4/年	4/年	PT-GC/MS法	0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	4/年	4/年	4/年	PT-GC/MS法	0.001
17	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	4/年	4/年	4/年	PT-GC/MS法	0.001
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	4/年	4/年	4/年	PT-GC/MS法	0.001
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	4/年	4/年	4/年	PT-GC/MS法	0.001
20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	4/年	4/年	4/年	PT-GC/MS法	0.001
21	PFOS及びPFOA	mg/L	0.00005以下	4/年	4/年	4/年	固相抽出-LC-MS/MS法	0.000005
22	*塩素酸	mg/L	0.6以下	***	4/年	4/年	イオクロム法	0.06
23	*クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	***	4/年	4/年	LC/MS/MS法	0.002
24	*クロロホルム	mg/L	0.06以下	***	4/年	4/年	PT-GC/MS法	0.001
25	*ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	***	4/年	4/年	LC/MS/MS法	0.003
26	*ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1以下	***	4/年	4/年	PT-GC/MS法	0.001
27	*臭素酸	mg/L	0.01以下	***	4/年	4/年	イオクロム法-メチル吸光度法	0.001
28	*トリハロメタン	mg/L	0.1以下	***	4/年	4/年	PT-GC/MS法	0.002
29	*トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	***	4/年	4/年	LC-MS/MS法	0.003
30	*プロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下	***	4/年	4/年	PT-GC/MS法	0.001
31	*プロモホルム	mg/L	0.09以下	***	4/年	4/年	PT-GC/MS法	0.001
32	*ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	***	4/年	4/年	溶媒抽出-誘導体化-GC/MS法	0.008
33	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	4/年	4/年	4/年	ICP/MS法	0.01
34	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	4/年	4/年	4/年	ICP/MS法	0.01
35	鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	4/年	4/年	4/年	ICP/MS法	0.01
36	銅及びその化合物	mg/L	1.0以下	4/年	4/年	4/年	ICP/MS法	0.01
37	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	4/年	4/年	4/年	ICP/MS法	1
38	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	4/年	4/年	4/年	ICP/MS法	0.001
39	塩化物イオン	mg/L	200以下	1/月	1/月	1/月	イオクロム法	1
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	4/年	4/年	4/年	ICP/MS法	5
41	蒸発残留物	mg/L	500以下	4/年	4/年	4/年	重量法	2
42	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	4/年	4/年	4/年	LC/MS/MS法	0.02
43	ジェオスミン(臭気物質)	mg/L	0.00001以下	原因藻類発生時期に1/月	1/月	1/月	PT-GC/MS法	0.000001
44	2-メチルイソボルネオール(臭気物質)	mg/L	0.00001以下	原因藻類発生時期に1/月	1/月	1/月	PT-GC/MS法	0.000001
45	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	4/年	4/年	4/年	固相抽出-吸光度法	0.005
46	フェノール類	mg/L	0.005以下	4/年	4/年	4/年	固相抽出-誘導体化-GC/MS法	0.0005
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3以下	1/月	1/月	1/月	全有機炭素計測定法	0.3
48	pH値	—	5.8~8.6	1/月	1/月	1/月	ガラス電極法	****
49	味	—	異常でないこと	***	1/月	1/月	官能法	異常無
50	臭気	—	異常でないこと	1/月	1/月	1/月	官能法	異常無
51	色度	度	5以下	1/月	1/月	1/月	透過光測定法	0.5
52	濁度	度	2以下	1/月	1/月	1/月	積分球式光光度法	0.1

*消毒副生成物 1/月…月に1回、4/年…年に4回(概ね3か月に1回)

なお、測定方法および報告下限値は変更する場合があります。

表3 水質管理目標設定項目(検査頻度・地点)

番号	項目	単位	目標値	検査頻度	検査地点	測定方法	報告下限値
1	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.02 以下	4/年	原水・栓水	ICP / MS 法	0.001
2	ウラン及びその化合物	mg/L	0.002 以下(暫定)	4/年	原水・栓水	ICP / MS 法	0.0002
3	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.02 以下	4/年	原水・栓水	ICP / MS 法	0.001
4	削除						
5	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下	4/年	原水・栓水	PT-GC / MS 法	0.0004
6	削除						
7	削除						
8	トルエン	mg/L	0.4 以下	4/年	原水・栓水	PT-GC / MS 法	0.02
9	フタル酸ジ(2-エチル)	mg/L	0.08 以下	4/年	原水・栓水	溶媒抽出-GC / MS 法	0.008
10	亜塩素酸*1	mg/L	0.6 以下	4/年	栓水	分光光度法	0.06
11	削除						
12	二酸化塩素	mg/L	0.6 以下	消毒剤として二酸化塩素を使用していないため、該当せず		—	—
13	ジクロロアセトニトリル*1	mg/L	0.01 以下(暫定)	4/年	栓水	溶媒抽出-GC / MS 法	0.001
14	抱水クロラール*1	mg/L	0.02 以下(暫定)	4/年	栓水	溶媒抽出-GC / MS 法	0.002
15	農薬類 (詳細は表5)	—	検出値と目標値の比の和として1以下(注)	2/年	原水・栓水	固相抽出-GC / MS 法、LC / MS / MS 法	物質により異なる
16	残留塩素	mg/L	1 以下	4/年	栓水	ジエチル-p-フェニレンジアミン法	0.1
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	10~100	4/年	原水・栓水	ICP / MS 法	5
18	マンガン及びその化合物	mg/L	0.01 以下	4/年	原水・栓水	ICP / MS 法	0.001
19	遊離炭酸	mg/L	20 以下	4/年	原水・栓水	滴定法	1.0
20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3 以下	4/年	原水・栓水	PT-GC / MS 法	0.03
21	メチルメチルエーテル	mg/L	0.02 以下	4/年	原水・栓水	PT-GC / MS 法	0.002
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	3 以下	4/年	原水・栓水	滴定法	0.3
23	臭気強度(TON)	—	3 以下	必要と認められるとき	栓水	官能法	—
24	蒸発残留物	mg/L	30~200	4/年	原水・栓水	重量法	2
25	濁度	度	1 以下	4/年	原水・栓水	積分球式光電光度法	0.1
26	pH 値	—	7.5 程度	4/年	原水・栓水	ガラス電極法	****
27	腐食性(ランゲリア指数)	—	-1 程度以上とし、極力0に近づける	4/年	栓水	計算法	—
28	従属栄養細菌	集落	2000 以下(暫定)	4/年	原水・栓水	R2A 寒天培地法	0
29	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	4/年	原水・栓水	PT-GC / MS 法	0.01
30	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.1 以下	4/年	原水・栓水	ICP / MS 法	0.01

*1 消毒副生成物

(注)農薬類については各項目に目標値が設定されています。(表5参照)

なお、測定方法および報告下限値は変更する場合があります。

表4 その他の検査および試験

	検査頻度	地点・目的
水質管理強化のための検査	1/月以上	濁度・色度・pH 値などについて、浄水場・全市域を検査 (上水道施設、配水池、市内給水栓水、原水)
生物(プランクトン)試験	4/月	かび臭などの浄水障害を引き起こす生物について、その動向と処理過程での除去状況を試験 (生物由来の異臭味発生時は随時試験を行う。)
水源調査	北湖 1/年 南湖 2/年	北湖 3 地点、南湖 9 地点 淀川水質汚濁防止連絡協議会琵琶湖・淀川生物障害等小委員会で調査
クリプトスポリジウム検査	1/年以上	病原性微生物(寄生虫)である原虫類クリプトスポリジウム・ジアルジアについて、水源・施設の状況に応じて検査
放射性物質のモニタリング	毎月	放射性物質簡易測定装置(NaIシンチレーションスペクトロメータ)で行う原水および浄水のスクリーニング検査(放射性セシウム、放射性ヨウ素)
給水開始前検査	随時	水道施設の新設、増設等を行なった場合の給水開始前の全項目検査 配水管の布設工事、洗管等による一般理化学検査
依頼検査	随時	給水栓水の品質に関する問合せや水道水漏水判定に係る検査依頼があった場合に実施

1/年…年に1回、2/年…年に2回、4/月…月に4回

表5 農薬類 検査項目一覧表

自主検査項目(109項目)

番号	農薬名	目標値	測定方法	番号	農薬名	目標値	測定方法
		(mg/L)				(mg/L)	
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.06	PT-GC/MS法	60	チオファネートメチル	0.3	LC-MS/MS法
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08	LC/MS/MS法	61	チオベンカルブ	0.02	固相抽出-GC/MS法
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02	LC/MS/MS法	62	テフリルトリオン	0.002	LC/MS/MS法
4	EPN	0.004	固相抽出-GC/MS法	63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	固相抽出-GC/MS法
5	MCPA	0.005	LC/MS/MS法	64	トリクロピル	0.006	LC/MS/MS法
6	アシュラム	0.9	LC/MS/MS法	65	トリクロロホン(DEP)	0.005	固相抽出-GC/MS法
7	アセフェート	0.006	LC/MS/MS法	66	トリシラゾール	0.1	LC/MS/MS法
8	アトラジン	0.01	固相抽出-GC/MS法	67	トリフルラリン	0.06	固相抽出-GC/MS法
9	アエロホス	0.003	固相抽出-GC/MS法	68	ナプロパミド	0.03	固相抽出-GC/MS法
10	アミトラズ	0.006	LC/MS/MS法	70	ピペロホス :失効農薬	0.0009	固相抽出-GC/MS法
11	アラクロール	0.03	固相抽出-GC/MS法	71	ピラクロニル	0.01	LC/MS/MS法
12	イノキサチオン	0.005	固相抽出-GC/MS法	72	ピラジキシフェン	0.004	固相抽出-GC/MS法
13	イソフェンホス	0.001	固相抽出-GC/MS法	73	ピラリネート(ピラリレート)	0.02	LC/MS/MS法
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	固相抽出-GC/MS法	74	ピリダフェンチオン	0.002	固相抽出-GC/MS法
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	固相抽出-GC/MS法	75	ピリプチカルブ	0.02	固相抽出-GC/MS法
16	イプフェンカルバゾン	0.002	LC/MS/MS法	76	ピロキロン	0.05	固相抽出-GC/MS法
17	イプロベンホス(IBP)	0.09	固相抽出-GC/MS法	77	フィプロニル	0.0005	LC/MS/MS法
19	インダノファン	0.009	固相抽出-GC/MS法	78	フェントロチオン(MEP)	0.01	固相抽出-GC/MS法
20	エスプロカルブ	0.03	固相抽出-GC/MS法	79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	固相抽出-GC/MS法
21	エトフェンプロックス	0.08	固相抽出-GC/MS法	80	フェリムゾン	0.05	LC/MS/MS法
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01	固相抽出-GC/MS法	81	フェンチオン(MPP)	0.006	LC/MS/MS法
23	オキサジクロメホン	0.02	LC/MS/MS法	82	フェントエート(PAP)	0.007	固相抽出-GC/MS法
24	オキシ銅(有機銅)	0.03	LC/MS/MS法	83	フェントラザミド	0.01	LC/MS/MS法
25	オリサストロビン	0.1	LC/MS/MS法	84	フサライド	0.1	固相抽出-GC/MS法
26	カズサホス	0.0006	固相抽出-GC/MS法	85	ブタクロール	0.03	固相抽出-GC/MS法
27	カフェンストール	0.008	固相抽出-GC/MS法	86	ブタミホス	0.02	固相抽出-GC/MS法
28	カルタップ	0.05	LC/MS/MS法	87	ブプロフェジン	0.02	固相抽出-GC/MS法
29	カルバリル(NAC)	0.02	LC/MS/MS法	88	フルアジナム	0.03	LC/MS/MS法
30	カルボフラン	0.0003	LC/MS/MS法	89	フレチラクロール	0.05	固相抽出-GC/MS法
31	キノクラミン(ACN)	0.005	固相抽出-GC/MS法	90	プロシミドン	0.09	固相抽出-GC/MS法
32	キャブタン	0.3	固相抽出-GC/MS法	92	プロピコナゾール	0.05	固相抽出-GC/MS法
33	クミルロン	0.03	固相抽出-GC/MS法	93	プロピザミド	0.05	固相抽出-GC/MS法
34	グリホサート	2	LC/MS/MS法	94	プロベナゾール	0.03	LC/MS/MS法
35	グリホシネート	0.02	LC/MS/MS法	95	プロモブチド	0.1	固相抽出-GC/MS法
36	クロメプロップ	0.02	LC/MS/MS法	96	ベノミル	0.02	LC/MS/MS法
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	固相抽出-GC/MS法	97	ベンジクロン	0.1	固相抽出-GC/MS法
38	クロルピリホス	0.003	固相抽出-GC/MS法	98	ベンゾピシクロン	0.09	LC/MS/MS法
39	クロタロニル(TPN)	0.05	固相抽出-GC/MS法	99	ベンゾフェナップ	0.005	LC/MS/MS法
40	シアナジン	0.001	LC/MS/MS法	100	ペンタノン	0.2	LC/MS/MS法
41	シアノホス(CYAP)	0.003	固相抽出-GC/MS法	101	ペンディメタリン	0.3	固相抽出-GC/MS法
42	ジクロン(DCMU)	0.02	LC/MS/MS法	102	ベンフラカルブ	0.02	LC/MS/MS法
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	固相抽出-GC/MS法	103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01	固相抽出-GC/MS法
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008	固相抽出-GC/MS法	104	ベンプレート	0.07	固相抽出-GC/MS法
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	固相抽出-GC/MS法	105	ホスチアゼート	0.005	固相抽出-GC/MS法
48	ジチオピル	0.009	固相抽出-GC/MS法	106	マラチオン(マラソン)	0.7	固相抽出-GC/MS法
49	シハロホップチル	0.006	固相抽出-GC/MS法	107	メコプロップ(MCPP)	0.05	LC/MS/MS法
50	シマジン(CAT)	0.003	固相抽出-GC/MS法	108	メソミル	0.03	LC/MS/MS法
51	シメタメドリン	0.02	固相抽出-GC/MS法	109	メタラキシル	0.2	固相抽出-GC/MS法
52	シメエート	0.05	固相抽出-GC/MS法	110	メチダチオン(DMTP)	0.004	LC/MS/MS法
53	シメトリン	0.03	固相抽出-GC/MS法	111	メトミノストロビン	0.04	固相抽出-GC/MS法
54	ダイアジノン	0.003	固相抽出-GC/MS法	112	メトリブジン	0.03	固相抽出-GC/MS法
55	ダイムロン	0.8	LC/MS/MS法	113	メフェナゼット	0.02	固相抽出-GC/MS法
57	チアジニル	0.1	LC/MS/MS法	114	メプロニル	0.1	固相抽出-GC/MS法
58	チウラム	0.02	LC/MS/MS法	115	モリネート	0.005	固相抽出-GC/MS法
59	チオンカルブ	0.08	LC/MS/MS法				